

# 千葉県報

定例  
平成26年7月8日

## 主要目次

○	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定	一
○	保安林予定森林(三件)	一
○	保安林の指定	二
○	解除予定保安林(二件)	二
○	保安林の指定の解除	三
○	小型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間	三
○	公告	三
○	特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(十件)	三
○	土地改良区役員の退任及び就任	五
○	一般競争入札(保留地の処分)の実施	六
○	その他	六
○	行政書士試験の実施	七

## 告示

## 示

**千葉県告示第四百八十八号**  
 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第七号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。  
 平成二十六年七月八日

法人の名称	所在地
公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六番三号
国立大学法人千葉大学	千葉市稲毛区弥生町一番三三三号
医療法人社団徳風会	山武郡芝山町岩山二、三〇八番地
大多喜ガス株式会社	茂原市茂原六六一番地
角栄ガス株式会社	東京都渋谷区元代々木町三三番八号
京葉瓦斯株式会社	市川市市川南二丁目八番八号
京和ガス株式会社	流山市江戸川台東一丁目二五四番地
総武ガス株式会社	旭市二の五、九四一番地
千葉ガス株式会社	佐倉市栄町二一番地一

千葉県知事 鈴木 栄治

一般社団法人千葉県LPガス協会	千葉市中央区中央港一丁目一三番一号
銚子瓦斯株式会社	千葉県ガス石油会館内
日本瓦斯株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町七番一号
野田ガス株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号
東日本ガス株式会社	野田市宮崎三六番地
房州瓦斯株式会社	我孫子市下ケ戸六〇八番地一
一般社団法人千葉県トラック協会	館山市館山一、三六五番地
	千葉市美浜区新港二二番地一〇

### 千葉県告示第四百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の保安林を保安林に指定する予定である。  
 平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

#### 一 保安林予定森林の所在場所

鴨川市東町字西上ノ山二〇五四番一、二〇六三番一、二〇六九番一

#### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び鴨川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 千葉県告示第四百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の保安林を保安林に指定する予定である。  
 平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

#### 一 保安林予定森林の所在場所

山武郡横芝光町篠本字舟戸四五四七番、四五四八番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び山武郡横芝光町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 保安林予定森林の所在場所

館山市佐野字外大下五一七番二七、五一七番二九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び館山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の

森林を保安林に指定する。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 保安林の所在場所

市原市真ヶ谷字真ヶ谷一四番、一一四番二、一一五番一、一一五番三、一一六番

一、一一七番四、一一二番一、一一二番二、字丸山六一番一、六一番二、六

二番一、六二番二、六八番一、七二番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び市原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 解除予定保安林の所在場所

山武郡九十九里町真亀字南濱芝四九〇八番一二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び山武郡九十九里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の

保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 解除予定保安林の所在場所  
山武郡九十九里町真亀字濱川四三二四番八、四三二四番一〇七、字南濱芝四九〇八番
- 一二(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
河川管理施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び山武郡九十九里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。  
平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
勝浦市浜勝浦字宮山一番・四番・五番・一〇番合併(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び勝浦市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百九十六号

千葉県海面漁業調整規則(昭和四十年千葉県規則第六十九号)第二十五条第一項及び第二項並びに第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間を次のとおり定めた。  
平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

小型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数

海	域	定	数
---	---	---	---

いすみ市八幡埼突端正東の線以北の千葉県海面	八隻
いすみ市太東埼灯台正東の線と南房総市野島埼灯台中心点正南の線との間の千葉県海面	二隻
南房総市野島埼灯台中心点正南の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面	二隻
館山市洲埼灯台中心点と神奈川三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線から富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線との間の千葉県海面	四隻
富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線以北の千葉県海面	六隻

公 告

小型まき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間  
平成二十六年七月八日から十八日まで

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。  
平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人おせっ会
  - 2 代表者の氏名 八代健正
  - 3 主たる事務所の所在地 館山市布良三〇三番地の一
- 三 定款に記載された目的 この法人は、移住希望者、移住者、観光客、館山市民に対して、移住、定住、情報提供に関する事業を行い、移住促進、観光促進、地域活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人くらしの応援団 I T K
  - 2 代表者の氏名 和泉久美子
  - 3 主たる事務所の所在地 松戸市常盤平五丁目二五番地の二三
- 三 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の者に対して身の回りの家事援助に関する事業を行い、一般市民の住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人メンタルサポート野田そよかぜ
  - 2 代表者の氏名 齊藤登美生
  - 3 主たる事務所の所在地 野田市目吹字北沖砂二、五七八番地四
- 三 定款に記載された目的 この法人は、野田市及び野田市に近接する地域において精神に障がいを抱える人々（以下「障がい者」という。）が、一市民として自立して生活ができる地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人 FUN FUN スタジオ
  - 2 代表者の氏名 石田雅彦
  - 3 主たる事務所の所在地 佐倉市井野一、四〇〇番八八
- 三 定款に記載された目的 この法人は、地域住民、団体、老若男女に対して、芸術、スポーツの振興に関する事業を行い、健康、子供の健全育成、地域の活性化に寄与するこ

とを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 N P O 法人習志野ベイサイドスポーツクラブ
  - 2 代表者の氏名 嶋村清一
  - 3 主たる事務所の所在地 習志野市秋津三丁目七番一号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、地域住民を対象に、総合型地域スポーツクラブとして、健康維持増進に関する事業の実施及び施設、管理、運営を行い、スポーツ交流を通じ、地域行事から市民行事へと、会員の資質向上を図りながら、地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人 パートナーとうかつ
  - 2 代表者の氏名 進藤恵子
  - 3 主たる事務所の所在地 柏市あけぼの二丁目七番二四号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、今後急速に密度を増す高齢少子時代において、東葛地区の住民に対し、会員の有する様々なキャリア・資格を活用し各種の社会教育活動を行うことにより、元気な高齢者づくり・健全な青少年育成及び一般市民の生涯学習活動の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人自立生活センター K2

2 代表者の氏名 恩田浩幸

3 主たる事務所の所在地 柏市南柏中央五番地九アルバ南柏一〇一

三 定款に記載された目的 本会は、障害をもつ人々が、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を当事者主体で行い、福祉の充実を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人デイヘルプ

2 代表者の氏名 山根修

3 主たる事務所の所在地 我孫子市中里二一五番地五

三 定款に記載された目的 この法人は、東葛地区を中心とした、高齢者、身体障害者に対して、自立と安全を助ける簡易な住宅改善事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人北総コラボレーション

2 代表者の氏名 前田伸生

3 主たる事務所の所在地 白井市堀込二丁目三番一棟三〇三号

真に明るく豊かなコミュニティの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人わかしおスポーツクラブ

2 代表者の氏名 田部井宣雄

3 主たる事務所の所在地 いすみ市大原九、六三一番地三六

三 定款に記載された目的 この法人は、市民に対してスポーツ活動、学術活動、文化活動、芸術活動に関する事業を行い、活力ある魅力的なまちづくり、健康増進、よりよい人間関係形成に寄与することを目的とする。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、国府土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十六年七月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

南房総市海老敷四四二番地一

明石一四〇番地二

本織一三六番地

一、九一一番地

二、一二五番地三

一、〇八七番地

一、〇八七番地

六三〇番地

六六二番地

五九一番地

府中七〇〇番地

六〇三番地二

五一三番地三

田村 丈志

瀬戸 俊郎

神作 憲二

宇山 則昭

小林 照幸

藤井 照男

小井 照三

神林 昭夫

神作 英樹

神作 正憲

高木 道夫

平野 義孝

川崎 利夫

高橋 陸朗

一 物件 番号	所在	面積	最低売却価格	一 処分する保留地	二 館山市亀ヶ原八九四番地 正木一番地の二 退任監事	三 南房総市府中六七四番地二 本織二〇二番地 就任理事	四 南房総市府中三六一番地 本織一、四九二番地
				千葉県知事 鈴木 栄治	山田 茂男 角田 勲 神作 明夫 神作 明夫 白石 雅之 瀬戸 彦一郎 神作 憲二 小林 洋生 小高 正巳 高橋 敬久 小藤 貞三 藤平 利雄 神作 康典 小林 一夫 神野 國廣 平野 義孝 川崎 利夫 川崎 卓雄 小柴 敏男 角田 豊治 佐野 清司 高橋 政仁		

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則（平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。）第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。

平成二十六年七月八日

一 入札に参加する者に必要な資格

二 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

五 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問い合わせ先  
千葉県中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課（県庁中庁舎五階） 電話〇四三（二二三）三五五一

六 入札及び開札の期間及び場所等

七 入札の期間 平成二十六年九月十六日（火曜日）及び十七日（水曜日）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。

八 入札の場所 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課（県庁中庁舎五階）

九 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。

十 入札参加上の注意

十一 この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。

十二 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

十三 開札の日時及び場所 一の物件ごとに次のとおりとする。

1	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一七九街区一画地）	三、四二五・九八㎡	八一三、六七〇、〇〇〇円
2	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一五三街区六画地）	二、二四九・六七㎡	五〇〇、五五一、〇〇〇円
3	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一五四街区三画地）	二、七四八・〇一㎡	六〇一、八一四、〇〇〇円
4	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一六一街区一画地）	一、七三二・三五㎡	三六八、九九〇、〇〇〇円

物件 番号	日 時	場 所
1	平成二十六年九月十八日 (木曜日) 午前九時	千葉県庁中庁舎
2	平成二十六年九月十八日 (木曜日) 午前十時	六階管財課入札
3	平成二十六年九月十八日 (木曜日) 午前十一時	室
4	平成二十六年九月十八日 (木曜日) 午後一時	

  

五 入札保証金  
納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。  
入札の無効  
規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

六 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

七 1 申込期間 平成二十六年八月八日 (金曜日) から十四日 (木曜日) まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第一号) 第一条に規定する県の休日を除く。) の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで  
2 受付場所 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課 (県庁中庁舎五階)  
3 申込方法 事前に三の問い合わせ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他  
1 分譲説明会 次のとおり実施するので、参加を希望する者は、平成二十六年七月二十三日 (水曜日) の午後五時までに、三の問い合わせ先に電話で申し込むこと。  
(一) 日時 平成二十六年七月二十四日 (木曜日) 午前十時から  
(二) 場所 柏市若柴一六〇番地一 千葉県柏区画整理事務所 電話〇四 (七一三四) 一二四七  
2 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。  
3 その他 詳細は、分譲案内書による。

その他  
行政書士試験の実施  
行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第四条第一項の規定による千葉県知事の委任に係る平成二十六年行政書士試験を次のとおり実施する。  
平成二十六年七月八日  
一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯部 力

平成二十六年十一月九日 (日曜日) 午後一時から午後四時まで  
二 試験場所  
日本大学理工学部船橋キャンパス (船橋市習志野台七丁目二四番一号)  
東京理科大学野田キャンパス (野田市山崎二、六四一番地)

三 試験の科目及び方法  
1 試験の科目  
(一) 行政書士の業務に關し必要な法令等 (出題数 四十六題)  
憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成二十六年四月一日現在施行されているものとする。  
(二) 行政書士の業務に關連する一般知識等 (出題数 十四題)  
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

2 試験の方法  
「行政書士の業務に關し必要な法令等」にあつては択一式及び記述式による筆記試験、「行政書士の業務に關連する一般知識等」にあつては択一式による筆記試験を行う。

四 受験手続  
1 受付期間  
(一) 郵送による受験申込み  
平成二十六年八月四日 (月曜日) から九月五日 (金曜日) まで (同日の消印があるものまで受け付ける。)  
(二) インターネットによる受験申込み  
平成二十六年八月四日 (月曜日) 午前九時から九月二日 (火曜日) 午後五時まで (同日午後五時までに必要事項の入力及び送信を完了したものに限り受け付ける。)  
2 受験手数料  
七千円  
3 受験申込方法等  
(一) 郵送による受験申込み  
(1) 受験願書一式を、受験願書と一緒に配布する所定の封筒により一般財団法人行政書士試験研究センターへ簡易書留郵便で郵送すること。  
(2) 受験手数料の納付方法  
試験案内に記載されている方法により納付すること。  
(3) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間等  
ア 郵送配布

配布場所	所在地	配布時間
千葉県庁本庁舎二階「県政情報コーナー」	千葉市中央区市場町一番一 番一	午前九時から午後五時まで
葛南地域振興事務所	船橋市本町一丁目三番一 号(フェリス七階)	〃
東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本七番地 (千葉県東葛飾合同庁舎)	〃
印旛地域振興事務所	佐倉市鏑木仲田町八番 地一(千葉県印旛合同 庁舎)	〃
香取地域振興事務所	香取市北三丁目一番三 号(千葉県香取合同庁 舎)	〃
海匝地域振興事務所	旭市二一、九九七番一 号(千葉県海匝合同庁 舎)	〃
長生地域振興事務所	茂原市茂原一、一〇二 番一(千葉県長生合 同庁舎)	〃

(ア) 配布期間  
平成二十六年八月四日(月曜日)から二十九日(金曜日)まで

(イ) 請求先  
名称 一般財団法人行政書士試験研究センター  
住所(私書箱) 郵便番号一〇〇―八七七九 日本郵便株式会社銀座郵便局留

(ウ) 請求方法  
百四十円分の切手を貼付し、宛先明記の返信用封筒(角二号(A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、請求先まで郵便で請求すること(平成二十六年八月二十九日必着のこと。)

イ 窓口配布

(ア) 配布期間  
平成二十六年八月四日(月曜日)から九月五日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

山武地域振興事務所	東金市東新宿一番一 号(千葉県山武合同庁 舎)	〃
夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稻一 四番地(千葉県夷隅合 同庁舎)	〃
君津地域振興事務所	木更津市貝渕三丁目一 三番三四号(千葉県君 津合同庁舎)	〃
安房地域振興事務所	館山市北条四〇二番一 号(千葉県安房合同庁 舎)	〃
千葉県東京事務所	東京都千代田区平河町 二丁目六番三号 都道 府県会館一四階	〃
千葉県行政書士会	千葉市中央区中央四丁 目一三番一〇号 千葉 県教育会館本館四階	〃

(二) インターネットによる受験申込み

(1) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を入力すること。

(2) 受験手数料の払込み  
クレジットカード(VISA・Master・UC・JOB・AMERICAN EXPRESS・Diners)のいずれかであって、申込者本人名義のものに限る。又はコンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はスリーエフ)を利用して払い込むこと。

4 連絡先  
一般財団法人行政書士試験研究センター 電話〇三(三二六三)七七〇〇

五 特例措置の実施  
身体機能に障害のある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して特別の措置を希望するものは、申請の手続が必要となるので、受験の申込みに先立って連絡先まで相談すること。

六 合格発表の日時及び方法  
1 合格発表の日時



2

平成二十七年一月二十六日 (月曜日) 午前九時  
合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。  
また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(ホームページアドレス <http://gyosei-shiken.or.jp>)

購読料

月ぎめ  
一部  
一箇月一、〇〇〇円 (送料を含む。)  
二〇円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申し込み先  
一部売り申し込み先

〇四三(二三三)二一五二  
〇四三(二三三)二六五八